決 議(案)

ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議

2月24日、ロシアは、世界中の平和を望む切なる願いに反し、ウクライナへの侵略を 開始した。さらに現在は、核の力を背景に国際社会の安定を一層脅かしている。

ロシア軍の侵略により多くの人々が住み慣れた地を追われ、避難を余儀なくされている。武力攻撃は居住地にも及び、幼い命が奪われるなど罪のない民間人にも被害が広がっている。

このようなウクライナの主権と領土を侵害する行為は、明らかに国際法、国連憲章に 違反している。

また、今般のロシアの行動は、欧州にとどまらず、海を挟んで対面する日本はもとより、アジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがしかねないもので、断じて看過できない。

よって、本県議会は、ロシアのウクライナへの侵略に対し断固抗議するとともに、即時無条件でのロシア軍の完全撤退を強く求める。

以上、決議する。

令和 年 月 日

山形県議会

以上、発議する。

令和4年3月1日

提出者山形県議会議会運営委員長島津良平